

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学生支援に関する方針	https://www.shukutoku.ac.jp/university/activities/#anchor02
備考：	

第7章 学生支援（本文）

評価：S

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

・7-101：学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

*淑徳大学評価の視点：

・学生支援に関する大学としての方針が策定されているか。

・方針に基づいて、各キャンパスにおいて学生支援に必要な体制は整備されているか

・学生支援体制において、教職員間の情報共有、連携は行われているか

・7-102：各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

*淑徳大学評価の視点：各キャンパスにおいて、学生支援に関する専門的なスタッフを配置しているか（例、ソーシャルワーカー等）

・7-103：学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

*淑徳大学評価の視点：上記の視点加え、学生支援において、学生の声を反映する仕組みはあるか（1年次のオリエンテーション以降の情報等があれば）

[修学支援（学習面）]

・7-104：学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

・7-105：障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

・7-106：学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

*淑徳大学評価の視点：

・進級が難しい学生へどのような対応をしているか（看護栄養学部）

・退学希望者への各キャンパスでの対応方法と、退学者抑制に関する取り組みを実施しているか

・7-107：遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。

*淑徳大学評価の視点：

・各キャンパスにおいて学生への機器貸与（利用環境の確保）はどのように行っているか

・学生が利用する通信環境確保において、実態を把握し適切に対応しているか

・7-108：ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあつては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

・7-109：学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

*淑徳大学評価の視点：

・各キャンパスで実施している経済的支援の一覧と利用者数（授業料減免、学内外の奨学金、

その他ボランティア活動での補助金等)

[生活支援]

- ・7-110：学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・7-111：学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・7-112：各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

*淑徳大学評価の視点：

- ・各学科におけるキャリア教育・キャリア形成支援等に向けた活動の取組実績
- ・学生の目指すべき進路（資格取得、一般企業への就職等）に対して必要な支援を行っているか。その有効性について検討しているか。

[その他支援]

- ・7-113：上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・7-114：ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

*淑徳大学評価の視点：

- ・学生の基本的人権の保障を図る体制が整備され、運用されているか
- ・基本的人権の保障に関する知識を深めるための場は提供されているか（FD・SD等）

評価の視点：7-101

大学の理念・目的、各学部・研究科の人材育成の目的を達成するために、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」そして「入学者の受入れの方針」を踏まえつつ、すべての在学生における初年次から卒業に至るまでの各段階での成長を促すことを目的とし、学生個々の意欲に基づく様々な支援を行うことを「学生支援に関する方針」として明示し、大学ホームページに於いて広く社会に公表している（根拠資料：【基本情報一覧】【ウェブ】学生支援に関する方針）。

本学における「学生支援に関する方針」は、履修指導を含めて学生一人一人の目標を達成するための日々の学習活動を組織的に支える「修学支援」、学生生活を含め日常生活で遭遇する様々な困難に対処するための「生活支援」、そして学生個々の社会的職業的な自立に向けてのキャリア支援である「進路支援」の3項目で構成されている。これらの学生支援の実際について、その適切性の検証を所管部署が定期的に担うことについても定めており、検証結果を内部質保証推進委員会に報告することになっている。

また、大学の第4クール成果指標にて「01. 学生支援制度の構築・運用（キャンパスソーシャルワーカーの配置）」が重点施策に掲げられていることを踏まえ、各キャンパスで、各部署を横断する学生支援・相談担当者会を設置し、学内連携の強化と学生支援体制の整備を進めている（根拠資料1-11）。

教職員間の情報共有、連携については、学生厚生委員会および上述のような部署を横断する学生支援・相談担当者会の中で行われている（根拠資料7-1、7-2）。

評価の視点：7-102

各キャンパスで、学生支援に関する専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置している。具体的には2024年5月1日現在、千葉キャンパスにおいて保健相談室に看護師1名、学生相談室にカウンセラー2名、学修支援室にキャンパスソーシャルワーカー1名、千葉第二キャンパスにおいて保健室に看護師1名、学生相談室にキャンパスソーシャルワーカー1名、カウンセラー（公認心理師）2名、埼玉キャンパスにおいてでは保健相談室に看護師1名、学生総合相談支援室に職員4名、キャンパスソーシャルワーカー（社会福祉士の有資格者）1名、カウンセラー（臨床心理士及び公認心理師の有資格者）3名、東京キャンパスにおいて保健相談室に看護師1名、キャンパスソーシャルワーカー（公認心理師及び精神保健福祉士の有資格者）1名、キャンパスソーシャルワーカー（社会福祉士及び精神保健福祉士の有資格者）1名、カウンセラー（臨床心理士及び公認心理師の有資格者）2名を配置している。

評価の視点：7-103

各学年の新年度オリエンテーションや大学HP、大学内掲示により広く情報提供を行っている。また健康診断の機会に学生相談、保健相談の希望の有無を確認している（根拠資料7-3【ウェブ】、7-4）。また各キャンパス独自に掲示物や学生相談センターだよりの発行、ミニイベントの実施、QRコードを利用した学生総合相談支援室の特設サイトへのアクセス促進、保証人対象の説明会などの取り組みを行っている（根拠資料7-5）。

評価の視点：7-104

本学では学生支援に関する方針内の修学支援として「修学に関する相談体制を整備するとともに、関連する部局が常時連携することにより、教職協働により一体的な支援体制を構築する」ことを掲げ各キャンパスで学習支援の仕組みを整備している（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】学生支援に関する方針）。

全学の取り組みとして、英語教育については入学時点での学生の習熟度別によりクラス編成することを基本としている（根拠資料7-6、7-7）。さらに入学後は教員がアドバイザーとなり、学生の学習を支援する体制が構築されている。教員がアドバイザーとして果たす役割については、アドバイザーマニュアルにより周知がなされている（根拠資料7-8）。各学期成績発表後には、各学部のGPAに係る規程等に基づき、GPAが思わしくない学生を中心として、学生と保証人との面談を実施しており、加えて保証人懇談会等の場でフォローアップを行っている（根拠資料根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、7-9【ウェブ】）。

さらに各キャンパスで独自の取り組みを行っている。

たとえば千葉キャンパスでは、各学生の能力に応じて自律的に学習を進められるように図書館や図書館内の自習室をはじめ、学修支援室やラーニング・コモンズなどの施設を整備している。また学修支援室を設置し、各学生の学習に関わる相談（例えば、新入生であれば、大学での学び方やレポートの書き方、プレゼンテーションの仕方など）に対応して学習面のサポートをしている。実践心理学科においては、TAを活用した授業展開を実施している。総合福祉研究科心理学専攻所属の大学院生を採用し、実践心理関連科目の一部においてTAとして学習支援協力体制を構築している

（根拠資料 6-8、6-9、6-10、7-5、7-10、7-11）。

千葉第二キャンパスでは、看護学科において模擬試験を効果的に活用する仕組みを構築している。2023年度から模擬試験において学習ノートや復習ノートの作成方法を伝え、正答率8割に達するまで再試験を繰り返す仕組みを作り、やって終わりにならないように予習－実施－復習－再実施のサイクルを回している。計算問題が苦手な学生のサポートとして、1、2年生対象に計算力アップ講座を4回開催した。さらに自立的に学習を勧められるように、日常生活の中で自然に学べたり、クイズ形式で楽しく学べる取り組みを実施している。具体的には、解剖生理学の知識として暗記が必要なものに関してはトイレの個室に学生とともに作成した「トイレで暗記」ポスターを掲示している。また、学内の人体模型を活用し毎月「模型クイズ」を出題し、模型や教科書を見ながら回答する機会を創出し、講義以外の時間でも学べる取り組みを実施している（根拠資料 7-12、7-13）。

また栄養学科においては、次年度入学者を対象に、12月に入学前セミナーを対面開催し、高校科目の復習のための準備テスト、3月までの課題に取り組んでいる。友人作りのためのグループワーク、パソコン等の準備物の説明を取り入れ、入学までの不安の解消を目指している。さらに1年生を対象にフレッシュマンセミナーを前期（全員）に9回、後学期（GPA2.5未満）に8回開催した。学修支援室、アドバイザー、科目担当教員と連携し、基礎学力向上に加え、試験に向けた準備、先輩学修サポーターからのアドバイスなどを取り入れた。夏季・春季休暇には基礎学力向上のためのeラーニング課題を課し、休暇明けに実力確認テストを実施した。次の学年への進級の準備として、3月に東京アカデミーによる春期講習を実施している。3年次の2・3月には模擬試験、3月に東京アカデミーによる春期講習を3日間実施している。栄養学科キャリア支援委員会と合同分科会を開催し、低学年の学修支援と4年次国家試験対策の情報を共有している（根拠資料 7-14、7-15、7-16、7-17、7-18、7-19、7-20）。

東京キャンパスでは、歴史学科において歴史資料室員（学生スタッフ）を配置し、歴史資料の整理や学生のピアサポートの役割を担っている。また人間科学科では共同研究ルームや行動観察室を設置している（根拠資料 7-21）。

評価の視点：7-105

本学では「障がいと理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」を定めホームページで広く周知を行っている。障がいのある学生に対する修学支援については同ガイドライン内に「合理的配慮に関する基本的な考え方」を策定し、各キャンパスの障がい学生支援を所管する部署や委員会、学校医・保健室担当者、学生相談室などが連携し、学生の学習活動が円滑に展開し試験等においても不利益が生じないように対応している（根拠資料 7-22【ウェブ】）。

留学生に対する修学支援については、各キャンパスの学生厚生担当が担うこととしており、充実して有意義な大学生活を送れるよう様々な支援を行っている。具体的には在留手続き、在留資格更新手続き、一時帰国・渡航する際の手続きの支援や、入学後のサポートとして、日本語学習サポートプログラム、アパートマンションの紹介、各種行事の実施などが挙げられる（根拠資料 7-23、7-24【ウェブ】）。

評価の視点：7-106

学業生活不振の学生（成績不振、出席状況が思わしくない等）を把握するために、本学ではGPA制度に基づく成績不振学生の把握を行っている。また出席確認システムによ

って欠席回数が多い学生を把握するとともに、個別授業における欠席状況等を踏まえた担当教員からの情報提供等を総合して、「学業生活が振るわない学生」の早期の発見に組織的に取り組んでいる。上記出席確認システムによる出欠状況については、学生本人及び保護者も、随時 WEB から確認することが可能である（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、7-25）。

これらの学生に対しては、学部・キャンパスにより多少の違いはあるが、基本的にはアドバイザーや担当部署が個別的な面談・指導にあたることとしている。

一例として看護学科においては、後期の学期末に進級要件である必修科目の未修得者に対してアドバイザー及び学科長、学部長による個別の面談を実施し、個々の学生に合わせた細やかな対応を実施している。加えて教務委員会と連携し、学期末に GPA に基づく指導を実施している（根拠資料 7-26）。

こども教育学科では、アドバイザーマニュアルに基づき、主としてアドバイザーが「履修登録の相談と指導」「個別面談」を実施し、必要に応じて、学事担当や学生総合相談支援室、教員・保育士養成支援センター（こども教育学科）と連携し対応している。特に、成績不振の学生への継続的な支援と指導は、アドバイザーと学生総合相談支援室が連携して相談対応に当たっている。1 年生に対しては欠席状況調査を実施し、欠席者が抱える問題の早期発見と修学意欲回復を目的に、個別の連絡と相談を実施、1 年生前期の GPA（成績平均値）が 1.0 未満であった学生に対し、抱える問題の早期発見と修学意欲回復を目的に、キャンパスソーシャルワーカー等による個別面談を実施、1 学期の成績が不振であった学生に対しては、個々の状況に応じて保証人等同席のもとアドバイザーとの面談にて指導とアドバイスを実施し、必要に応じて学生総合相談支援室にて支援を実施している。また、S - Navi の掲示にて、「大学での学修継続に悩みを抱えている方へ」と題し、相談窓口について情報提供を実施している。退学希望の学生に対しては、理由に応じてアドバイザーによる面談に加え、キャンパスソーシャルワーカー等との面談を実施し、問題解決の支援を実施している。

評価の視点：7-107

本学では遠隔授業をはじめ教育等で ICT を活用しており、PC を設置した情報教室の整備や学内用 PC の貸し出しサービスを設けている。また、学内では Wifi をスムーズに利用できるよう通信環境を整え、学生の通信環境を確保している（根拠資料 7-27）。さらに 2021（令和 3）年 4 月 1 日より、教育の情報化の推進を目的とし「淑徳大学情報センター」を設置し学生・教職員がより良い環境で学修などが可能となるよう学内 PC や遠隔授業ツールなどを利用中に発生した機器操作に関する疑問やアカウントログイン時のエラーといった情報機器・情報ツールで困った時のサポートを実施している（根拠資料 7-28【ウェブ】、7-29、7-30）。

評価の視点：7-108

ICT を利用した遠隔授業については、大学全体での「遠隔授業ガイドライン」の策定を進めている（根拠資料 4-12）。その中では、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）についても明記される予定である。またコロナ禍における対応の経験の積み重ねから、各キャンパスや学部学科においてこうした工夫がそれぞれなされているところであり、各学科のなかでグッドプラクティスの共有がなされている。たとえば、千葉キャンパスにおいては、ICT を利用した遠隔授業の実施にあたり、自宅等の個々の場所で学習する学生相談体制として、各授業において Google Classroom の利用を勧奨しており、学生に分かりやすいように専用の Web サイトを開設し情

報の一元化を図っている（根拠資料 7-31【ウェブ】）。また学生の通信環境への配慮及び再視聴機会の確保のため、オンデマンド配信を主体として授業を構成するよう教務委員会から遠隔授業対象科目担当教員に依頼しており、Panopto という動画配信システムを活用している（根拠資料 7-32、7-33）。

また埼玉キャンパスでは地域創生学科において 2024（令和 6）年度から始まる学外長期実習時には、状況に応じて遠隔授業により実習指導を行うことや、講義科目等に関して授業動画等を活用することが確認されている（根拠資料 7-34）。

東京キャンパスにおいては、学科の特色及び「多様なメディアを高度に利用した授業に関する規程」に基づき、遠隔授業の形態が該当科目において期待する学習効果が高く、学生の学習活動の活性化が望める科目を対象として、科目選定を行っている（根拠資料 7-35）。

評価の視点：7-109

本学では、日本学生支援機構奨学金に加え、本学独自の奨学金等による経済的支援の制度を整備し、学生対象の配布物、説明会等を開催することによってその周知を図っている（根拠資料 7-36【ウェブ】）。特色ある給付奨学金制度として、GPA 奨励金制度を設けており、成績優秀者、成績向上者に対して奨励金を支給し、学生の学修意欲を高める工夫を行なっている。奨学金給付・貸与状況については、大学基礎データ表7の通りである（根拠資料【大学基礎データ】表7）。

評価の視点：7-110

学生は、修学上の問題はもとより、日常生活の面でもさまざまな困難に出会うものである。本学では学生へのサポート体制として、第一義的にはアドバイザー教員が対応することとなっているが、多様な学生の問題や悩みごとを受け止め、解決の手助けをすることを目途として各キャンパスにカウンセラーやソーシャルワーカーを配置し、「学生相談の窓口」を設けており、アドバイザー、各事務部窓口と相互に連携して対応している。千葉キャンパスでは「学生相談センター（保健相談室、学生相談室）」、千葉第二キャンパスでは「保健相談室」「学生相談室」、埼玉キャンパスでは「保健相談室」「学生総合相談支援室」、東京キャンパスでは「学生相談室」がこれにあたる。これらの体制に関しては、入学時のガイダンスやオリエンテーションの機会に説明するほか、学生便覧等によって周知を行っている（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、7-3）。

評価の視点：7-111

学生の孤立化を防止するため、人間関係構築を目的の 1 つとした新入生セミナーを学部・学科単位で毎年実施している。また 2024（令和 6）年度には入学者の変化や多様性への配慮、学部・学科の個性ある教育の尊重を考慮したうえで、「新入生セミナー」の基本的な考え方について担当副学長より方針を示した（根拠資料 7-37）。さらに各キャンパスにおいて、独自に人間関係構築を目的とした支援を行っている（根拠資料 7-38）。なお、本学は 2024 年 5 月 1 日現在、対面授業を基本としており、遠隔授業のみで修学する学生は基本的に存在しないことから、対面での授業や活動を中心に人間関係構築につながる措置を講じている。また、大学に来られない学生がいればキャンパスソーシャルワーカーが中心となってアドバイザーや保健室、学生相談窓口などが状況に応じて個別の支援を行っている。

評価の視点：7-112

本学における進路支援について、2023（令和5）年4月、学生一人ひとりが納得できる進路選択を後押しすべく、本学のキャリア教育・支援体制を全学的に統括するキャリア教育・支援センターを設置した。キャンパス間のキャリア教育・支援の統一化を図り、各キャンパスの特色を活かしながらノウハウの一元集約、そして大学全体のキャリア支援に対する専門性の維持と向上を図っている（根拠資料 7-39【ウェブ】、7-40）。また、全学共通基礎教育科目として、必修としたキャリア教育科目「社会的・職業的自立Ⅰ・Ⅱ」を全学共通で2年次に開講し、早期からのキャリア教育を推進している。新しく制作された本学独自のテキストに沿った学習内容のもと、各キャンパスのキャリア支援室と連携、社会人OB・OGをゲストスピーカーとして招聘し、卒業生の職業体験談を聞く授業を展開するなど、職業観の醸成を行っている。働く動機を身近な社会人にインタビューする授業では、2年生全員に名刺を作成配布し、対面による社会との積極的なかかわりを促す支援を行っている（根拠資料 7-41、7-42）。さらに年に4回キャリア教育・支援委員会を実施し、全学でのキャリア形成支援の方向性を確認し、卒業者に占める進路決定者の割合を全学科平均90%以上とすることを目標とし、毎年達成している。

また上記に加えて以下のような取り組みを全学的に行っている。まず「全学共通キャリア支援プログラム」の運用計画を策定し、全キャンパス統一の課題である、留学生や障がい学生支援、地方就職学生支援などのオンラインガイダンスを実施し各キャンパスが効率的に業務を進められるよう推進している。DX化に対応するため、新卒採用企業管理並びに学生就職支援管理システム「淑徳キャリアナビ」を導入し活用を開始している。各キャンパス配置キャリアカウンセラーの支援の質向上のため、カウンセラー研修を年2回実施している。また、学園本部の自己啓発支援の一つにキャリアカウンセラーの資格取得支援があり、専任職員がこの制度を活用することで、職員がチームとなって、学生支援の場に還元している（本報告書の評価の視点：10-303に再掲）。月に1回、現状報告と目線合わせを目的とした全キャンパスのキャリア支援室職員ミーティングを実施し、好事例の共有やオンライン個別面談枠の相互開放など協力体制がとれるようになってきた。広報ツールとして「Note」を配信、月間1000ビューを超え、学生・保証人・企業に向け、各キャリア支援室・センターの取り組みや就活に役立つ情報をリアルタイムで発信している（根拠資料 7-43、7-44【ウェブ】、7-45、7-46【ウェブ】）。

さらに各キャンパスで専門性に応じた独自の取り組みを数多く行っている。

たとえば千葉キャンパスでは、就職活動前の全学生を対象としたキャリア全員面談や障がいのある学生を対象としたキャリアガイダンス等を学内で実施している（根拠資料 7-47、7-48）。千葉第二キャンパスでは、看護学研究科においてキャリア形成の一つとして、在籍中、また卒業後に修士論文の研究科紀要や学会学術雑誌への投稿、学会発表などにつなげる支援を行っている。また2023年10月には看護学研究科第1回ホームカミングを開催した。栄養学科においては、1・2年生対象に「おしごとセミナー」を実施し、管理栄養士職に対して具体的イメージを理解して資格取得・就職への意欲を高めるサポートを行っている。埼玉キャンパスではこども教育学科において3年次後期にキャリアカウンセラーとの全員面談を実施している。経営学科・観光経営学科では、3・4年次には個別に全員面談を実施している。また、働くことや、自身について考え理解を深め、就職活動への前向きな一歩を踏み出すための機会として両学科共同で就勝合宿を実施している（根拠資料 7-49）。

評価の視点：7-113

学生の主体的かつ自主的な様々な活動に対して、経済的かつ物理的な支援を行っている。特に、学生が自主的に結成する学生団体に対しては、その活動状況により区分して活動支援を行っている（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、7-50）。また、学生のボランティア活動の活性化のために、地域共生センターを設置している。ボランティア活動への支援の一つとして、活動経費を助成する制度を設け幅広いボランティアへの取り組みができるよう、全学的な支援を整えている（根拠資料 3-10【ウェブ】、7-51）。

また各キャンパス独自に以下のような支援を行っている。

一例として、千葉第二キャンパスでは、地域連携委員会が新入生オリエンテーション及び新学期オリエンテーションでボランティア講座の参加者を募集し、ボランティア活動にはGoogle classroomを活用している。登録者数は2023年度138名、2024年度187名である。地域からボランティア依頼が来ると、必要人数、ボランティア内容と時間、持ち物、その他必要事項についてGoogle classroomを活用し連絡をしている。ボランティア数日前にリマインドで連絡を行い、終了後はGoogle formsよりボランティア報告を行うことを義務づけている。ボランティアの意義、留意事項等に関する動画を視聴し、ボランティア実践を2回行うことで年度末に修了証を渡している（根拠資料 7-52）。

埼玉キャンパスでは学園祭の他、サマーナイトフェスタ、サイレントナイトコンサートを開催し、文化系団体の活躍の場を創出している。またこども教育学科では「淑徳教師養成塾」、「子育て支援プログラム」といったボランティア活動に関して、積極的な参加を促進するとともに、教員・保育士養成支援センターの兼務嘱託教員が中心となって、ボランティア活動に対する心構えや現場体験活動に関しての事前指導を行っている（根拠資料 7-53【ウェブ】）。地域創生学科では学生の学修活動や社会活動を奨励し、成果の向上・共有を図るために、学生の申請に基づく「地域創生学生アワード」を実施している。申請及び審査は、4つの部門（①地域実習部門（グループ）、②正課外活動部門（個人もしくはグループ）、③学生生活部門（グループ）、④研究活動部門（個人もしくはグループ））ごとに行っている（根拠資料 7-54【ウェブ】）。

東京キャンパスでは、2014（平成26）年度に板橋区と淑徳大学との間で「地域連携に関する基本協定」を締結した。主な連携事業として、広聴広報課と連携した「広報いたばし」の取材・記事制作や魅力発信リーフレット「こもれび」の制作、選挙管理委員会事務局と連携した「若者向け選挙啓発冊子」の制作、赤塚支所と連携した農業体験農園・農業まつり収穫体験ボランティア等の活動を行っている。また、表現学科のゼミや農業体験サークル等を中心に区内で地域活動に取り組んでいる（根拠資料 7-55【ウェブ】、7-56【ウェブ】）。

評価の視点：7-114

本学では、ハラスメント防止、プライバシー権の保証や苦情申立への対応のための様々な体制を整備している。まず「ハラスメント防止ガイドライン」を策定しHP等で広く公表の上、本ガイドラインに則り「ハラスメント防止規程」「ハラスメント調停委員会規程」「ハラスメント調査委員会規程」を定めて運用している（根拠資料 7-57【ウェブ】、7-58【ウェブ】、7-59【ウェブ】、7-60【ウェブ】）。

具体的にはハラスメント防止委員会のもとに、ハラスメント相談員が配置され事案発生時の把握と対応のシステムを整備している。ハラスメント相談員の顔写真と相談受付方法はHP上に掲出し周知の上、同内容の相談窓口・相談員紹介リーフレットをキャンパス内に常設、配布し周知している

（根拠資料 7-61【ウェブ】、7-62）。

さらに学生に対しては新入生オリエンテーション内のプログラムにて時間を設け、ハラスメント防止リーフレットの配布及び「ハラスメント相談の場面」の本学独自の動画制作、視聴により、理解の浸透を図っている。また在校生に対して全学的に「ハラスメント相談の場面」の動画視聴を促している（根拠資料 7-63）。

教職員に対しては、非常勤・臨時職員・派遣職員・業務委託含んだ教職員を対象にハラスメント防止ガイドラインの配布と共に動画視聴を求めている。また、ハラスメント防止対策として年に2回 SD 研修を開催しており、大学部門だけでなく学園全体でのハラスメント防止に取り組んでいる（根拠資料 7-64、7-65、7-66、7-67）。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・7-201：学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・7-202：点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

評価の視点：7-201

本学における学生支援の適切性の定期的な検証は、一つには4年に一度実施される「学生生活実態調査」により、もう一つはそれぞれのキャンパスの学生支援部署の日常的な業務の中で学生のニーズを吸い上げ、大学としての、またキャンパスごとの学生支援の方針やあり方の見直しを図ることにより行われ、支援体制の整備に当たっている。

学生生活実態調査は4年ごとに行われており、2021（令和 3）年度の調査を含めて8回実施された。「学生生活実態調査」結果については、大学ホームページにおいて直近2回分について広く学内外に公表している（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】教育情報の公表（教育情報の公表、教育の質保証、点検・評価活動、認証評価、設置計画履行状況））。

東京キャンパスにおいては、キャンパスソーシャルワーカー（CSW）、学事担当部長・教務担当課長、学生厚生職員、学生厚生委員長らが出席する学生相談室定例会議を月1回実施し、学生相談室を利用している学生の状況について情報共有を行い、課題と対応について検討を行っている。

評価の視点：7-202

大学学生厚生委員会が主体となって自己点検・評価のサイクルに準じて実施している自己点検・評価結果を踏まえて、学生支援の更なる強化・充実を図っている（根拠資料 2-1【ウェブ】）。

具体例として、休学・退学防止に向けた取組を全学で進めていく中で、2021年度に「休学・退学念慮の分析」（山本学長特別補佐担当）を実施し、2022年度より各学科の特性に応じた取組を明確にし、具体的な方策を講じてきた。そのひとつとして、多様化する学生への学生支援体制を強化すべく全キャンパスにソーシャルワーカーの配置に取組を進め順次、対応を進めている（根拠資料 7-68、7-69）。

上記の一例として、東京キャンパス学生相談室では、次のような取り組みを行っている。まず休退学防止の為、4月の健康診断時「Follow up Sheet」を活用、既往歴や心身の不調の記載がある

学生の情報を共有し、新学期の早い段階から学生サポートを開始している（根拠資料 7-70）。さらに新入生・在学生オリエンテーション時に学生相談室の紹介をし、相談窓口の周知を行っている（根拠資料 7-71）。その後も学生同士の交流や学内での居場所作り及び学生相談室の利用を促し、ミニグループ（座談会）を実施している（根拠資料 7-38）。また、欠席が多い学生を抽出し、電話連絡及び S-Navi 連絡を行い学生面談へと繋げ、休退学防止に努めている。学生対応における組織対応としては、キャンパス連携会議を実施し、学内関係者との情報共有・連携を図った学生対応を行っている。また随時、学内関係者で対応の統一が必要場合や情報共有の場として、個別ケースカンファレンスも実施し、休退学防止に努めている。さらに教職員を対象に学生相談室が主体となって学生支援に関する実践的な FD・SD を実施する等、組織的な学生支援体制の整備、発展に努めている。加えて「大学学生支援連携会議」というキャンパス間合同連携会議を実施し、東京・千葉・埼玉の各キャンパスの学生相談室関係者による情報共有を行い、適切な学生サポートに繋がっている（根拠資料 7-72）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

◆長所

大学の方針に基づき、アドバイザー制度の構築がなされ、マニュアルも整備、更新されている。またアドバイザー教員と保健室や学生厚生担当職員等による教職協働の学生支援体制が構築されている。全キャンパスにおいてキャンパスソーシャルワーカーやカウンセラーなどの専門職による支援体制もほぼ整備されている。こうした体制は埼玉キャンパスにおける実績（グッドプラクティス）を全学に展開した取り組みであり、その点も評価できる。こうした支援体制のもと、障がいや疾病のある学生に対して、誰もが等しく学べるような学修環境整備を目指して必要な支援や合理的配慮を機動的に実施している。

修学支援については GPA 制度に基づく支援制度が整っており、GPA の低い学生に対しては各学期の開始前に GPA 面談を実施し、個別の指導を実施している。また、GPA の優秀な学生に対しては各学期に成績優秀者の表彰を実施している、また、L. A. と S. A. の制度を活用し学生相互の学びの支援を積極的に行っている。

学生の中退学理由の一つである経済的困窮に対して、修学継続のため学内外の奨学金制度を設け広く周知している。

進路支援においては、全学組織であるキャリア教育・支援センターを設置し、全学共通基礎科目として早期からのキャリア教育を推進する一方、各学部学科、研究科の専門性に基づいた独自の支援策も充実しており高い就職率を維持することができている。

各キャンパスにおいて、ボランティア活動等を通じ、大学所在地と連携している点は長所の一つに挙げられる。また大学の理念である利他共生を学ぶ機会にもつながり本学の強みであると言える。

「ハラスメント防止ガイドライン」を策定し HP 等で広く公表の上、本ガイドラインに則り「ハラスメント防止規程」「ハラスメント調停委員会規程」「ハラスメント調査委員会規程」を定めて運用し、定期的に SD も開催している。

◆問題点

全学へのソーシャルワーカーの配置が進んでいるが、教職員間での情報共有の方法や基準等、実務的な体制作りや周知等はこれからの課題と位置付けられる。

障がいのある学生への対応は、合理的配慮の提供の義務化に対応しており身体障がいに対する対応はある程度高い水準にあると考えられるが、発達障がいや精神疾患のある学生の支援については、十分とは言えない状況にある。また外国人留学生の支援については、専門の職員を配置し、対応にあたっているが、外国人留学生の増加に伴い、1人1人のニーズを十分くみ取っているかについては丁寧な確認が必要である。

中退学率は高い割合ではないものの、一定数の退学者、休学者が存在している。対応の検討を継続する必要がある。

またICTを利用した遠隔授業についても教育的な効果や科目の適正性については継続的な点検・評価が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

◆改善・発展方策

ソーシャルワーカーを中心とした学生支援体制の整備を鈍化させることなくより一層進めていくことが求められる。また上記体制整備と運用の中で、これまで支援が十分とは言えなかった発達障がいや精神疾患の学生への支援についても具体的な方策の策定が進むことが望まれる。

休学・退学防止に向けた取組については全学を挙げて進めていく中で、2021年度に「休学・退学念慮の分析」（山本学長特別補佐担当）を実施し、2022年度より各学科の特性に応じた取組を明確にし、具体的な方策を講じてきた。全キャンパスへのソーシャルワーカーの配置はそのひとつであり、こうした取組を継続し、休退学者の抑制を継続的に図っていく必要がある。

◆全体のまとめ

本学の各学部・キャンパスにおいては、学生支援に積極的に取り組み、組織的な対応を行うことは出来ている。教職協働による学生相談体制および公認心理師やキャンパスソーシャルワーカーなどの専門職による相談体制が構築され、また進路については全学的なキャリア・教育支援センター、ICTについては情報センター等も整備されているが、効果的な運用に向けては継続した取り組みが必要である。今後も学生からの様々な要望、個々の学生が置かれている状況に応じて、適切な学生支援ができるように、より体制を整えたい。